

(別紙2)

○ 「地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日障障発0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>障障発第0403004号 平成18年4月3日</p> <p>一部改正 障障発第1002005号 平成18年10月2日</p> <p>一部改正 障障発第0331008号 平成21年3月31日</p> <p>最終改正 障障発0329第6号 <u>平成25年3月29日</u></p> <p>各 都道府県 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について</p> <p>指定障害福祉サービス事業者(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に係るものに限る。)、指定障害者支援施設等及び指定福祉型障害児入所施設(以下「施設」という。)の定員については、「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「<u>児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準</u>」(平成24年厚生労働省告示第123号)によりその緩和を実施し、過去3か月の延べ利用者数が運営規程に定められている入所定員又は利用定員に開所日数を乗じて得た数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じた数以内であれば報酬を減算しないこととしたところである。</p>	<p>障障発第0403004号 平成18年4月3日</p> <p>一部改正 障障発第1002005号 平成18年10月2日</p> <p>一部改正 障障発第0331008号 平成21年3月31日</p> <p>各 都道府県 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について</p> <p>指定障害福祉サービス事業者(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に係るものに限る。)、指定障害者支援施設等、<u>特定旧法指定施設及び指定知的障害児施設(以下「施設」という。)の定員については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)、「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第522号)及び「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第557号)</u>によりその緩和を実施し、過去3か月の延べ利用者数が運営規程に定められている入所定員又は利用定員に開所日数を乗じて得た数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じた数</p>

<p>しかしながら、これらの施設利用者が、退所への客観的条件が整っているにもかかわらず、地域生活等の継続が困難となった場合の施設への再入所についての不安から、地域生活等への移行が困難となっている場合があることや、企業を離職したことに伴い、これらの施設へ再入所を希望する場合であっても、定員との関係で施設利用が難しい場合、本人の就労意欲が失われる原因にもなっていることから、施設を退所し地域生活に移行したが、その継続が困難になった障害児・者(以下「地域生活移行困難児・者」という。)又は企業を離職した障害児・者(以下「離職児・者」という。)について、上記に加え、他の施設利用者に対するサービス提供に支障が生じないことを前提に、入所定員又は利用定員の数の10%の範囲内で定員外の入所児・者の受入を認めることとしたので、下記にご留意のうえ、適切に対応されたい。</p> <p>については、貴職においてご了承のうえ、労働関係部局との緊密な連携を図るとともに、管下関係機関等に周知願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>指定福祉型障害児入所施設</u>を退所し、地域生活に移行した後18歳に達した知的障害者については、上記1に準じ、施設(指定福祉型障害児入所施設を除く。)に再入所させることができるものであること。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>以内であれば報酬を減算しないこととしたところである。</p> <p>しかしながら、これらの施設利用者が、退所への客観的条件が整っているにもかかわらず、地域生活等の継続が困難となった場合の施設への再入所についての不安から、地域生活等への移行が困難となっている場合があることや、企業を離職したことに伴い、これらの施設へ再入所を希望する場合であっても、定員との関係で施設利用が難しい場合、本人の就労意欲が失われる原因にもなっていることから、施設を退所し地域生活に移行したが、その継続が困難になった障害児・者(以下「地域生活移行困難児・者」という。)又は企業を離職した障害児・者(以下「離職児・者」という。)について、上記に加え、他の施設利用者に対するサービス提供に支障が生じないことを前提に、入所定員又は利用定員の数の10%の範囲内で定員外の入所児・者の受入を認めることとしたので、下記にご留意のうえ、適切に対応されたい。</p> <p>については、貴職においてご了承のうえ、労働関係部局との緊密な連携を図るとともに、管下関係機関等に周知願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>指定知的障害児施設</u>を退所し、地域生活に移行した後18歳に達した知的障害者については、上記1に準じ、施設(指定知的障害児施設を除く。)に再入所させることができるものであること。</p> <p>5～7 (略)</p>
---	---